

# 2021年分確定申告のポイントとは？



## ●スマホ申告機能が強化へ！

2021年分の確定申告からスマホ申告できる範囲が拡大され、特定口座年間取引報告書の申告や上場株式等の譲渡損失の繰越ができるようになります。

### ◆スマホがカードリーダー代わり！？

確定申告書には、マイナンバー記載と証明書添付が必要。電子申告では、“ICカードリーダーで電子証明の添付”が原則です。

今年分からは、カードリーダーがなくてもスマホのマイナンバーアプリで電子申告ができるようになるもようです。



### ◆源泉徴収票はカメラ撮影で、入力不要！

スマホのカメラで“給料の源泉徴収票を撮影すると自動入力できる”という便利な機能が登場！源泉徴収票が何枚もある方にはうれしいニュースです。

スマホ申告の対象範囲 (NEW は令和3年分確定申告(令和4年1月上旬~)から対応予定)	
【対象所得】	【各種控除等】
➢ 給与所得	➢ すべての所得控除
➢ 雑所得	➢ 政党等寄附金特別控除
➢ 一時所得	➢ 災害減免額
➢ 特定口座年間取引報告書 NEW (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)	➢ 外国税額控除 NEW
➢ 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分) NEW	➢ 予定納税額
	➢ 本年分で差し引く繰越損失額

## ●配当所得の申告手続きが効率的に！

上場株の配当は、所得税15.315%+住民税5%が源泉されるので、本来申告する必要はありません。ただ配当控除や、株式等の譲渡損との損益通算のために配当所得を確定申告しただけでは、住民税が当初の2倍の10%の税率でかかってきます。

この課税を避けるため、これまでは自治体へ「確定申告した配当所得について、住民税の申告をしない」旨の住民税申告書の提出が必要で、かなりの手間だったため、手続きが改正される予定でした。

新しい申告書用紙(案)には「特定配当等の全部の申告不要」という欄が登場！申告書の書き方などがまだ公開されていないものの、今回からはここにチェックを入れるだけで手続きが終わりに。

### 2021年用の確定申告書用紙案より<2面下段>

#### ○住民税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	特定配当等の全部の申告不要	給与・公的年金に係る住民税割戻控除

## ●ふるさと納税の確定申告

返礼品は寄付金の3割以下に抑えられたとはいえ、まだまだ人気のふるさと納税。所得税の還付や住民税軽減メリットが得られます。

### ◆証明書をまとめる新制度

自治体ごとに発行される“寄付金受領書”をまとめる新制度が登場。国税庁指定の“ふるさと納税事業者”を使ってふるさと納税すると、事業者発行の“寄付金控除に関する証明書”で申告できるようになります。同じ事業者経由で寄付すれば、1枚の書類だけで申告できることに…。

### ◆ワストップ納税なら申告不要

5自治体までの寄付なら“ワストップ特例制度”を使えば、確定申告せずに住民税だけが減額されます。

医療費控除や住宅ローン控除で所得税を控除しきれぬ方は、ワストップ納税の方がオトクです。

### ◆寄付はお早めに！

年末ぎりぎりでもふるさと納税すると、どうしても寄付金受領書の到着が遅れがち。

ふるさと納税するならできるだけお早めに！



## ●えー！これも所得税の対象！？

### ◆マイナポイントは所得税の対象！

今話題の“マイポイント”は、実は一時所得として課税の対象。ポイントだけなら最大2万円で、一時所得の控除額50万円以内に収まり問題ありません。満期保険金などの一時所得がある場合は、マイポイントも加えて申告する必要があるのでご注意ください！

ちなみに、商品購入時のポイント値引きは所得税の対象にはなりませんので、ご安心ください。

### ◆ネットオークションやフリマアプリでの利益

家電やブランドもののバッグや衣類※の売却益やベビーシッターサービスの提供による利益は、雑所得として申告が必要です。

※古着や家財の売却益は、非課税です。

### ◆暗号資産の売却益

ビットコインをはじめとする暗号資産の売却益は、“雑所得”として申告が必要です。

暗号資産は売買を繰り返すことが多いため、国税庁HPでは利益の計算用に“暗号資産の計算書”というExcelファイルも公開しています。

